

青年女性部運営細則

(目的)

第一条 この細則は、専門部運営規程第六条及び第七条にもとづき青年女性部（以下「青女部」という。）の運営について定めることを目的とする。

(資格)

第二条 青女部は公企労組合員のうち、原則として男子三十歳未満、女性年齢制限なしで構成する。

(任務)

第三条 青女部は公企労組合理約に定める目的達成のため、この特性を發揮し、公金労の組合活動の先頭に立って闘う。

(活動の目標)

第四条 青女部は次に掲げる事項を目標に活動する。

青年・女性の要求実現をめざして闘うこと。

青年・女性の活動家の育成（教宣、学習）に関すること。

青年・女性の組織強化、発展に関すること。

青年・女性の文化・レクリエーション活動に関すること。

その他、青年・女性の運営に関する必要なこと。

(機関)

第五条 青女部に次の機関を置く。

総会

運営委員会

(総会)

- 第六条
- 一．総会は青女部の最高決定機関であって、定期総会及び臨時総会とする。
 - 二．定期総会は原則として毎年1回青女部長（以下「部長」という。）が招集する。
 - 三．臨時総会は運営委員会の決定にもとづき部長が招集する。

(総会の決定事項)

第七条 総会は次の事項を審議し、決定する。

活動方針

細則の改廃

三役の選出（規定に定める場合を除く）

その他必要な事項

(運営委員会)

第八条 運営委員会は青女部の執行機関として部長、副部長、書記長、運営委員をもって構成し必要に応じて部長が招集する。ただし、運営委員のうち過半数の要求がある場合はそのつど招集する。

(運営委員会の任務)

第九条 運営委員会は、次の事項を行う。

総会の開催に必要な事項

総会の決定事項の執行

その他必要な事項

(役員)

第十条 青女部に次の役員をおく。

部長 一名

副部長 二名

書記長 一名

運営委員 各分会 一名

(役員を選出)

第十一条 一．副部長及び書記長は総会で選出する。

二．運営委員は分会大会で選出する。

(役員の仕事)

第十二条 役員の仕事は次のとおりとする。

部長は青女部を代表し統轄する。

副部長は部長を補佐し部長に事故あるときは、職務を代行する。

書記長は部長の指揮を受けて業務を管掌する。

運営委員は青女部の業務を分担し、各分会の連絡調整にあたる。

(任期)

第十三条 役員の仕事は特に定めた場合を除きほぼ一年とし、定期総会から翌年の定期総会までとする。

(兼務禁止)

第十四条 部長及び副部長を除き、組合機関の役員は青女部活動の自立をはかるため原則として任期中青女部役員を兼ねることができない。

(準用)

第十五条 この細則に定めのない事項については、公企労規約及び諸規程の規定を準用する。

(細則の改廃)

第十六条 この細則の改廃は総会参加総数の三分の二以上の賛成で決定し執行委員会に報告する。

附 則

一、この細則は、1974年6月21日より施行する。

附 則

二、この細則は、1995年12月14日より施行する。

附 則

三、この細則は、1994年10月20日より施行する。